

総務産業常任委員会所管事務調査報告書

令和7年11月25日

別海町議会議長 西原 浩様

総務産業常任委員長 今西和雄

総務産業常任委員会における所管事務調査に係る総務産業常任委員会協議会の協議結果について、次のとおり報告します。

記

1 開催日時

(1) 第11回常任委員会

令和7年11月25日(火) 13時30分から15時30分まで

(2) 第9回常任委員会協議会

令和7年11月25日(火) 15時30分から16時まで

2 開催場所

委員会室2・3

3 出席委員

今西委員長、宮越副委員長、戸田委員、佐藤委員、松原委員、小椋委員、高橋委員、市川委員

4 欠席委員

なし

5 委員外

西原議長

6 調査事件及び協議結果

(1) デジタル地域通貨の運用について(総合政策部)・・・継続調査

ア 調査内容

デジタル地域通貨「OTOMONO」の運用状況について説明が行われた。

アプリは令和7年9月1日にリリースされ、その後ダウンロード数は順調に増加し、11月中旬には4,000件を超えた。アプリ登録や決済設定に不慣れな住民を支援するため、9月8日から役場本庁ロビーに常設窓口を設置し、さらに「みなくる」や各地区などで福祉牛乳配布日に合わせた出張窓口も月1回程度開設している。

これまでのサポート件数は、役場窓口が285件、出張窓口が110件で、対面対応は計395件、コールセンターとWeb問合せを含めると約450件に達している。

加盟店については、開始当初の15店舗から11月中旬には43店舗まで増加し、市街地の飲食店を中心に、駅前地区や上春別、中春別、その他地区にも広がっているとの報告があった。

委員からは、加盟店43店舗が実際にどの程度利用されているのか、店ごとの差や課題について質問があった。

担当課は、利用が多い店と少ない店があることは把握しており、今後、利用の少ない業態の店舗でも利用しやすくなる仕組みを考えていると答弁があった。

また、これまでのポイント利用額について問われたのに対し、10月分の取りまとめでは使用合計額が約281万3,000円となっており、今後も月次で把握しながら分析すると回答した。

健康増進を目的とした「TT（てくてく）ポイント」については、歩数の増加などの効果をどのように“見える化”するのかが問われた。

担当課は、利用者から「歩く機会が増えた」との声が多数寄せられていることに触れつつ、今後、システム開発事業者と協議し、歩数データの集計・公表の可能性を検討するとした。

「AA（アゲアゲ）ポイント」については、1人あたり500ポイントを付与し、3日間限定で実施したところ、利用率は20%台にとどまったが、12月に再度実証的に取り組み、2月には選ばれにくい店舗にも利用が広がるような、より大きな施策を検討しているとの説明があった。

さらに、「YY（ワイワイ）ポイント（若者向け）」の登録状況として、対象者1,207人のうち11月分で334人にポイント付与が確定し、登録率は当初想定より高い27%程度となっていることが報告された。

今後は、成人式に併せて若年層向けに公式LINE登録とセットでオトモノの周知を図るなど、さらなる利用拡大策を検討しているとのことであった。

また、委員からは、飲食店に偏らず、ガソリンスタンドや小売店など生活に身近な分野への拡大や、出産祝金、妊娠婦健診交通費などの現金給付事業に地域通貨を活用してはどうかとの提案があった。

これに対し所管は、来年度予算の事業ヒアリングにおいて、各部署に地域通貨活用の可否を問い合わせていること、システム上、ポイントの種類ごとに利用可能店舗を分けることが可能であることから、用途別ポイントや給付事業との連携も含めて検討していくと回答した。

イ 協議内容

「OTOMONO」は単なるポイント事業にとどまらず、健康づくり、商店街活性化、子育て支援など複数の政策を束ねる基盤になり得るとの認識が共有された。

一方で、スマートフォンやキャッシュレスに不慣れな高齢者への支援、加盟店の地域的偏り、ポイント施策のわかりやすさなど、丁寧な運用が求められるとの

意見が出された。

特に、加盟店であることが外から見てすぐわかるよう、ポスターや「のぼり」など視認性の高い表示を進めるべきとの意見が多く、商工会や商工観光課との連携を含めた検討を所管に求めていくこととした。

また、健康増進や地域経済への効果については、歩数や利用額などのデータを用いて定期的に「見える化」し、その成果と課題を町民にも共有するよう、委員会として今後もフォローしていくことを確認した。

「OTOMONO」に関しては、運営をしている地域商社における行政との関わりについて、他自治体の類似事例も含めて調査が必要と意見が出された。

(2) ふるさと応援寄附金及び基金の運用について（総合政策部）・・・継続調査

ア 調査内容

ふるさと納税については、個人版・企業版それぞれの現況が報告された。

個人版については、令和7年10月末現在で、寄附件数が約90万4,000件、寄附金額は144億4,400万円余となり、前年同時期と比較して、件数で約2.25倍、金額で約2.43倍と大きく伸びている。

4～5月は堅調な伸びであったが、6月以降、返礼品ポイント制度の廃止前の「駆け込み需要」により、特に7～9月の寄付が急増し、9月単月では件数・金額とも5倍前後となった。

一方で10月はその反動で大きく落ち込んだものの、通年ベースでは大幅な增收が見込まれている。

今後の見通しとして、9月補正時点の予算は150億円であったが、12月補正で200億円規模へ増額計上を予定していることが示された。

昨年度の12月実績が70億円台であったのに対し、本年度12月は40～50億円程度と見込んでいる。

また、次年度以降のポイント制度廃止後は、寄附が従来以上に12月へ集中する構造になると予想されており、返礼品の在庫の確保や流通の許容容量の確保などが必要となるが、これは全国の上位自治体に共通する課題であるとの認識が示された。

特別交付税への影響については、年間寄附額が概ね200億円を超えると、超過分に応じて特別交付税が減額調整される仕組みが説明された。例えば寄附額が210億円となった場合、超過分10億円の約半分にあたる5億円が3月交付分の特別交付税から削減されるイメージであり、12月交付分の普通交付税には直接影響しないものの、最終的には3月分が大きく目減りする可能性があるとのことであった。

ふるさと納税に係る特別交付税の影響は、3月補正の中で整理し、財政運営に反映させる考えが示された。

企業版ふるさと納税については、10月末現在で寄附件数20件、寄附金額2,260万円となり、前年同時期比で件数約6.7倍、金額約16倍と大きく増加している。

「産業と教育の振興」「生涯を通じた健康づくりと安心な暮らし」「地域再生に

挑戦する新たなまちづくり」の3分野に活用されており、とりわけ「別海パイロットスピリット関連事業」に17件・1,810万円が集まっていることが報告された。

委員からは、鮭の不漁や中国向けホタテの輸出停止といった水産業を取り巻く環境変化が、返礼品のラインナップや在庫確保にどの程度影響しているかが問われた。

所管からは、道内全般で鮭が不漁であり、別海町でも鮭の切り身やカマ、イクラなどの返礼品に影響が出ていること、現時点ではイクラについては受付を停止していることが説明された。

また、ホタテについては中国向け輸出の停滞を踏まえ、国内市場やふるさと納税での需要拡大が見込まれることから、12月の漁の状況を見ながら、ポータルサイトへのPR強化や事業者との連携を通じて、返礼品確保に努めているとの回答があった。

また、特別交付税減額との関係について、委員からは「寄附額が増えるほど交付税が減る」という構図が町民にはわかりにくいことから、財政運営全体の中での位置づけを丁寧に説明すべきとの意見が出された。

これに対し所管は、交付税減額があるとはいえ、なお町としては大きな歳入増となっていること、ふるさと納税を原資とした将来への投資を明確化しつつ、財政運営計画の中で慎重に取り扱っていく考え方を示した。

イ 協議内容

協議では、ふるさと納税が町の財政に与えているプラスの効果を評価するとともに、「いくらでも伸ばせばよい」という発想ではなく、特別交付税の減額リスクや事務負担、地元産業の生産能力、返礼品の持続性などとのバランスを取る必要があるとの認識が共有された。

また、ポイント制度廃止後は、価格競争や過度な返礼品競争ではなく、「別海町のファン」をいかに増やしていくかという視点が重要になるとの意見が多く出された。

そのため、返礼品の拡充だけでなく、寄附の使い道や事業成果を町民・寄附者に丁寧に伝え、「別海町を応援して良かった」と感じてもらえる仕組みづくりを進めるべきと整理した。

企業版ふるさと納税についても、単発の資金調達に終わらせらず、企業との継続的な関係構築や、地域産業・教育との連携に結びつけていくよう、今後の制度の継続性も含め展開を注視していくこととした。

また、別海町のふるさと納税PR力を活用し、災害復興など全国の課題解決に向けた資金調達を行うガバメントクラウドファンディングなどについても検討が必要との意見が出された。

(3) 財政運営基準の進捗状況について（経営管理部）・・・継続調査

ア 調査内容

経営管理部からは、財政運営基準に基づく令和8年度予算編成の進捗状況と、予算がどのようなプロセスで組み立てられているかについて説明があった。

まず、5月頃に理事者ヒアリングを行い、町長公約や前年度からの課題、中期的な取組、新たに顕在化した課題などを整理したうえで、次年度の重点検討事項を7月頃までに取りまとめている。

その後、総合計画と重点検討事項を基礎に、町長の指示によるトップダウン型の事業と、各現場からのボトムアップ型の提案事業を組み合わせて、各課で事業案を作成する流れが示された。

11月下旬時点では、各課からの事業計画が出揃い、総合政策部および財政課によるヒアリングを実施している段階である。

並行して、経常的経費についても要求内容の精査を行っている。

今後は、1月中～下旬に理事者による査定を行い、2月に財政課が予算書および資料を作成、2月末の全員協議会で概要説明と報道発表を行ったうえで、3月定例会において議決を経て次年度予算が成立するスケジュールが説明された。

また、令和8年度予算編成の基本方針として、①財政構造の「見える化」、②経常収支の改善による持続可能な財政運営、③将来への「投資とリターン」の明確化、④職員の挑戦を未来への投資につなげること、の4点が示された。特に、経常的な行政運営を支える経費と、将来にリターンを生む投資的事業とを明確に区分して整理し、町民にもわかりやすい形で財政の姿を示していくことが強調された。

経営管理部が新設されたことにより職員の意識がどうかわかったかとの問い合わせに、長く続いた緊縮財政の影響で、「どうせお金がないから立案しても無駄だ」という職員の意識が根付いていた傾向もあったが、新しい枠組みの中で現場の提案姿勢に変化が見られると答弁があった。

ふるさと納税による財源も活用しつつ、「経常（運転経費）」と「投資（将来に向けた事業）」を切り分けて説明してきたことで、職員にも徐々に理解が進んでいると説明された。

令和8年度の予算要求を見ると、委託料や人件費の上昇により経常経費は増加傾向にあるものの、各課が細かな経費の見直しを行い、抑制しようとする姿勢が見られる一方で、投資的事業については「まずは提案してみよう」という前向きな動きが出てきており、新しい事業提案が増えているとの感触が示された。

また、トップダウン型事業とボトムアップ型事業を、後から分析できるように分類しているかとの問い合わせに対しては、総合政策部では町長指示による事業を把握しているものの、現在は事業ごとに明確な区分までは行っていないとの回答があった。ただし、今後は「町長指示事業」「ボトムアップ提案」「継続事業」といった内部カテゴリを付けて整理することは可能であり、成功・失敗の要因分析やノウハウの蓄積にも役立つとの認識が示された。

さらに、職員の挑戦を具体的にどう後押ししているのかとの質問に対しては、幹部職員による予算編成対策会議で予算方針を共有し、その中で「職員の提案をよく聞き、伴走してほしい」と幹部に要請していること、また全庁向けの予算編成方針説明会を開催し、係長層や若手職員も多数参加していることが紹介された。

説明会では「まずは、まな板に乗せることが大事で、出さなければ何も始まら

ない」というメッセージを伝え、管理職が最初から提案を退けてしまわないよう意識づけを行っているとの説明があった。

イ 協議内容

協議では、これまでの「お金がないからできない」という発想から、「経常経費は絞り込みつつ、将来に意味のある投資はしっかりと行う」という考え方へ転換している点が評価された。一方で、ふるさと納税に大きく依存した投資は、制度の変更や寄附額の変動によって影響を受けやすいため、中長期的な財政運営計画の中で慎重に位置づける必要があるとの認識も共有された。

また、トップダウンとボトムアップの両方の事業が混在する中で、「なぜこの事業が生まれ、どのような成果や課題があったのか」を後から検証できるよう、事業の類型や立ち上がりの経緯を整理しておくことが重要だとの意見が出された。

委員会としては、今後示される財政運営計画の内容や、学校再編など将来の大型投資に関するシミュレーションについても注視し、必要に応じて全員協議会等の場で説明を求めていくこととした。

7 その他報告事項

(1) 総務部「町民税、固定資産税の納期の見直しについて」

総務部からは、町民税と固定資産税の納期見直しについて説明があった。

現在、いずれの税目も年3期（6月・8月・10月）で、両税目の納期が同じ月に重なっている。このため、各期の納付額が大きくなり、納税者から分納や納期限延長の相談が多く寄せられている状況にある。

こうした負担集中を避け、より納めやすい環境を整えることを目的として、令和8年度課税分から納期を年4期に見直す案が示された。

具体的には、町民税は現行の6・8・10月に12月を追加して「6・8・10・12月」の4期とし、固定資産税は町民税と月が重ならないよう「5・7・9・1月」の4期とする。

軽自動車税や国民健康保険税の納期は現行どおりとする。

また、釧路根室管内で、2つの税目が同じ3期で重なっている自治体は少数であり、4期化が進んでいることも報告された。条例改正は12月開催の第4回定例会に上程予定であり、今回はその事前説明として報告が行われた。

委員会協議会においては、住民の納付しやすさを最優先に考えれば、今回の4期化は妥当であるとの認識で一致した。一方で、納期の変更は高齢者を中心に混乱を招きやすいことから、広報紙や納税通知書への分かりやすい図示、窓口での丁寧な説明など、周知の工夫が不可欠であるとの意見が出された。

また、4期化後の収納状況や滞納の推移については、一定期間経過後に検証し、必要に応じて委員会への報告を求めていくべきと整理した。

(2) 総務部「令和7年度定額減税補足給付金事業の進捗について」

令和7年度の定額減税補足給付金および不足額給付事業の進捗について報告があった。

9月補正予算編成時点では、対象者を1,586人、給付総額を約4,018万

円と試算していたが、その後、町外扶養者の課税状況などを精査した結果、実際の対象者は1, 226人、給付予定総額は3, 430万円となった。

資料作成時点では、1, 165人に対して約3, 292万円の給付を既に実施しており、給付率はおおむね95%に達している。その後、追加で1人・4万円の給付を行ったことも口頭で補足された。

申請が未提出の世帯に対しては、広報べつかいでの周知に加え、10月中旬に個別文書を送付し、10月30日には町公式LINEでも周知しているとの報告があった。

委員会協議会においては、国の制度設計に起因する課題があるとはいえ、生活が厳しい世帯ほど制度情報にアクセスしにくい現実があることが共有された。

そのため、単に「広報しました」で終わらせるのではなく、地域の関係団体とも連携しながら、必要な人に確実に情報と給付が届く仕組みを、類似の給付事業を含めて検討すべきとの意見でまとまった。

また、口座情報を活用しプッシュ型の給付事業はできないのか、制度・法律面、実務面からの検討が必要と意見が出された。